

窓口で申請書を書かない

## 「書かない窓口」をはじめます！

2月2日（月）から、住民票発行等の一部手続きで「書かない窓口」の運用を開始します。

### 「書かない窓口」とは

顔写真入りの本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書）を専用の機器で読み取ることで、窓口で申請書を手書きすることがなくなるサービスです。

※読み取った本人確認情報は、申請書作成のみに使用され、データは削除されます。

### 「書かない窓口」のメリット

- ・本人確認書類から氏名や住所等の情報を読み取り、申請書に自動で転記されるため、手書きする手間が省けます。
- ・記入誤りがなくなり、手続きに要する時間が短縮されます。
- ・職員のサポートを受けながら、申請書の作成を進めるので安心です。
- ・マイナンバーカードや運転免許証などの本人確認書類をご持参のうえ、「書かない窓口」をぜひご利用ください。

「書かない窓口」での申請可能な手続きや申請手順などの詳細は、町ホームページまたは町民税務課までお問い合わせください。



町ホームページ

## 上下水道料金の基本料金の免除について

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている町民や事業者を経済的に支援するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、令和8年2月請求分から12月請求分までの1年間の上下水道料金の基本料金を免除します。

なお、免除を受けるための申請などの手続きは不要です。

### 2月請求分の水道料金について

2月請求分の水道料金（12月～1月分）は、積雪により水道メーターの検針ができないため、前回（10月～11月分）の使用水量に0.9をかけて算出した水量をもとに、概算請求させていただきます。

なお、3月に検針を行い、冬期間使用水量（12月～3月分）と概算水量との差をもとに、4月で精算して請求します。精算しきれなかつた場合は、4月以降の請求で減額または還付します。

ただし、次の場合は概算ではなく検針のうえ、請求を行ことがあります。

- 前回が漏水等で異常水量だった場合
- 10月以降から水道を使い始めた場合
- 井戸水を使用している場合

### 問合せ

町民税務課

☎ 0778-47-8015

建設整備課

☎ 0778-47-8003

国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した

## 「南越前町プレミアム付デジタル商品券」の使用期限は 2月27日（金）までです！

10月15日（水）より発行を開始した「南越前町プレミアム付デジタル商品券」の使用期限は2月27日（金）までです。使用期限までに使わなかった商品券は全額（チャージ分も含めて）失効されますので、ご注意ください。なお、デジタル商品券の詳細については、町ホームページをご覧ください。

### 問合せ

【ふくアプリ・ふくいはぴコインについて】

ふくアプリ・ふくいはぴコイン事業事務局 TEL 0776-50-7671

【その他】

観光まちづくり課 ☎ 0778-47-8002



町ホームページ